平 成 26 年 度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目　　　　　次

平成26年度賃金等労働条件実態調査

1　調査の内容 …… 1

2　主な用語の説明 …… 1

調査結果の概要

1　調査・集計対象 …… 3

2　初　任　給 …… 3

3　賃金 …… 3

4　年間の休日・休暇 …… 4

5　育児休業制度 …… 4

6　子の看護休暇制度 …… 5

7　介護休業及び介護休暇制度 …… 5

8　非正社員の活用について …… 6

統　計　表 …… 7

調　査　票 …… 21

平成26年度賃金等労働条件実態調査

1　調査の内容

⑴　調査の内容

　県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

⑵　調査の時期

　平成26年７月31日現在

⑶　調査の対象

　県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の６業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

　なお、調査対象事業所は平成24年の経済センサス－活動調査を参考として、産業別（一部中分類）・規模別に抽出した。

⑷　調査票回収数

　賃金等労働条件実態調査　　743事業所（回収率53.1％）

　調 査 票　　別　　掲

　調査方法　　郵送調査

⑸　調査項目

①　新規学卒者の初任給……平成26年の新規学卒者学歴別初任給

　　中　　学　　卒

　　高　　校　　卒………事務系・生産職別

　　高専・短大卒………事務系・技術職別

　　大　　学　　卒………事務系・技術職別

②　賃金

③　労働時間、休日・休暇

④　育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度

⑤　就業形態

⑥　非正社員の雇用管理

2　主な用語の説明

⑴　産業分類

　日本標準産業分類によって分類した。

⑵　企業規模

　各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

　Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

＊ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

⑶ 初任給

平成26年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

⑷ 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額とする。

⑸ 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非正社員	正社員以外の労働者（契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他）をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用（日雇）している者で、１ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。（雇用期間１ヶ月以内のアルバイト含む）
短時間のパートタイマー	正社員より１日の所定労働時間が短いか、１週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は１ヶ月を超えるか、又は定めのない者。（雇用期間が１ヶ月を超えるアルバイト含む）
その他のパートタイマー	正社員と１日の所定労働時間、１週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は１ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
派遣労働者	労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

⑹ 統計表の符号について

〔－〕…… 該当のないもの

〔０〕…… 単位未満の数字

⑺ その他

調査対象事業所の抽出については、平成24年の経済センサス－活動調査を参考として抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調 査 結 果 の 概 要

１　調査・集計対象〔第１表、第２表〕

⑴　調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業の６業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所である。

⑵　集計対象調査票回収数は743事業所（回収率53.1％）であった。

⑶　集計の対象となった常用労働者数は、59,794人であった。

２　初任給〔第３表〕

全産業で見ると、中学校卒業者は144,500円、高校卒業者の事務職等は157,600円、生産職は161,000円、短大・高専卒業者の事務職等は169,000円、技術職は173,000円、大学卒業者の事務職等は186,800円、技術職は190,900円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

３　賃金〔第４表、第５表、第６表〕

50歳～55歳に賃金のピークがある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図１のとおり。

【図１】大卒正社員の年齢別賃金（企業規模別）

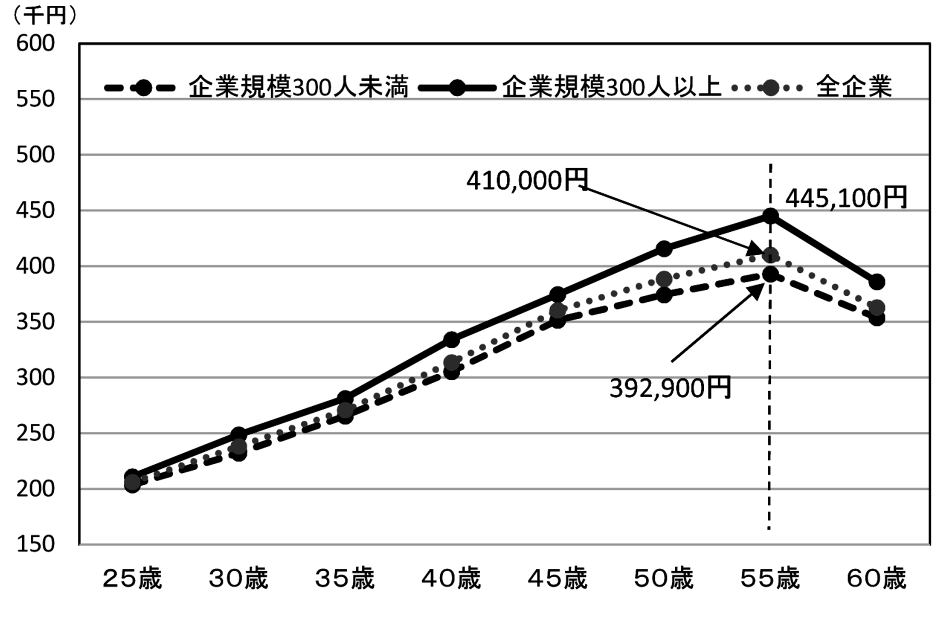

4　年間の休日・休暇〔第９表、第10表、第11表、第５図、第６図、第７図〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で107.5日。年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は21.9%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均17.0日、消化日数は平均6.4日であった。

⑴　年間の平均休日日数は、全産業・全規模で107.5日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の1.3%、「70～79日」は3.1%、「80～89日」は7.4%、「90～99日」は14.8%、「100～109日」は27.1%、「110～119日」は18.3%、「120日以上」は28.0%であった。

⑵　年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で17.0日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で6.4日であり、ここ20年間はほぼ横ばい。(図２)

【図２】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移（Ｈ６～Ｈ26）

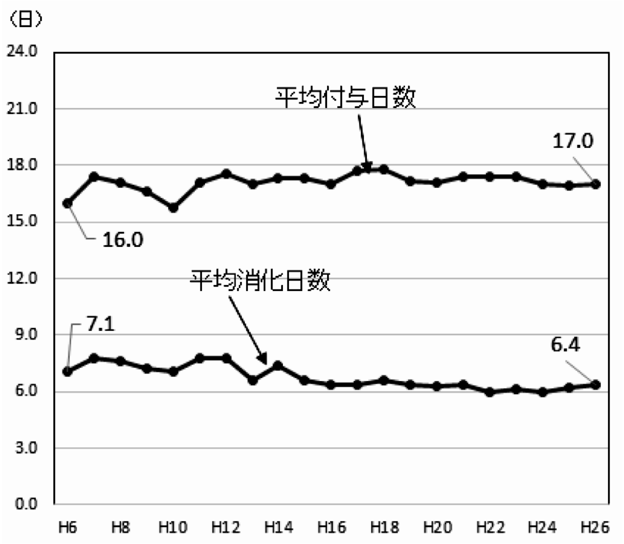

5　育児休業制度〔第12表、第13表、第14表、第15表〕

※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が１歳に達するまでの間休業できる制度
（一定の場合には、子が１歳６か月に達するまでの間、取得することができる）

育児休業制度について、89.8%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が87.1%、男性は1.1%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は76.2%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は77.0%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、667事業所（89.8%）であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は99.3%、従業員数100人以下は84.0%であった。

また、集計対象事業所において、平成25年度に出産または配偶者が出産した人は1,946人、うち育児休業を取得した人は664人、取得率は34.1%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,199人で、そのうち育児休業を開始した人は13人、取得率は1.1%、女性では出産した人が747人で、そのうち育児休業を開始した人は651人、取得率は87.1%であった。

【図３】男女別育児休業取得率の推移（Ｈ16～Ｈ26）

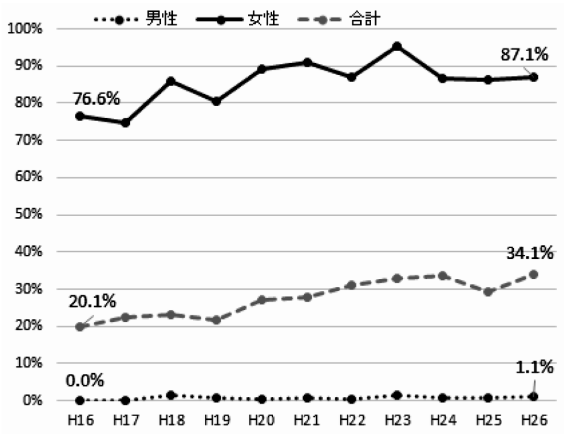

さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは566事業所（76.2%）、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは572事業所（77.0%）となった。

育児休業の取得率について、10年前（平成16年度）と比較すると、女性では76.6%から87.1%と10.5ポイント上昇し、全体でも20.1%から34.1%と14.0ポイント上昇したが、男性の取得率は、ほとんど変化がみられない。(図３)

６　子の看護休暇制度〔第16表、第17表〕

※ 子の看護休暇制度とは、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、１年に５日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、74.4%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、553事業所（74.4%）であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は94.7%、従業員数100人以下は62.1%であった。

また、対象となる子の範囲は、「就業規則等への定めあり」と回答した事業所の中では「小学校に入学するまで」が最も多く、集計対象事業所において平成25年度に子の看護休暇を取得した労働者は、男性78人、女性371人、計449人であった。

７　介護休業及び介護休暇制度〔第18表、第19表、第20表、第21表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族１人につき、常時介護を必要とする状態ごとに１回休業することができる制度（期間は通算して93日まで）であり、介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話を行うための短期の休暇制度（対象となる家族が１人…年５日、２人以上…年10日）

介護休業制度については84.8%、介護休暇制度については72.9%の事務所が就業規則等で規定している。

(1)　介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、630事業所（84.8%）であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は96.8%、従業員数100人以下は77.5%であった。

また、集計対象事業所において、平成25年度に介護休業を取得した人は男性11人、女性20人、計31人であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は520事業所（70.0

%)、最も多く措置されているのは「１日の所定労働時間を短縮する制度」で440事業所（59.2%）、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が153事業所（20.6%）であった。

⑵　介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、542事業所（72.9%）であった。これを企業規模別の割合でみると改正育児・介護休業法により平成24年６月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は91.5%であるのに対し、平成24年６月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は61.7%となっている。

８　非正社員の活用について〔第23表、第８図、第９図〕

非正社員の正社員化については、「契約社員」「その他のパートタイマー」「派遣労働者」「短時間のパートタイマー」の就業形態において、「個人の能力を見極めて正社員化したい」「積極的に正社員化を進めていきたい」と正社員化を検討する事業所の割合が比較的高い。

非正社員の正社員化について、「契約社員」では62.3%、「その他のパートタイマー」では62.1%、「派遣労働者」では52.9%、「短時間のパートタイマー」では48.2%が「積極的に正社員化を進めていきたい」「個人の能力を見極めて正社員化したい」と回答し、正社員化を検討している事業所の割合が比較的高かった。

平成25年度において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、175事業所となっている。また、その人数は、456人であり、契約社員が179人と最も多かった。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が66.3%、臨時的雇用者及び派遣労働者では「一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため」がそれぞれ58.4%、34.6%、短時間パートでは「１日・週の仕事の繁閑に対応するため」が38.0%、その他パートでは「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」及び「基幹的な業務を確実に実施するため」が35.9%、32.2%、出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」及び「質の高い人材を確保するため」が41.9%、38.7%と最も高い数値を示した。

統　　　　　計　　　　　表

第１表　集計対象事業所

（　）は%

規模別 ＼ 産業別	全規模（総数）	Ⅰ～Ⅳ（10～299人）規模 小計 10～299人	Ⅰ 10～29人	Ⅱ 30～49人	Ⅲ 50～99人	Ⅳ 100～299人	Ⅴ規模 300人以上
全産業	743 (100.0)	629 (84.7)	205 (27.6)	125 (16.8)	130 (17.5)	169 (22.7)	114 (15.3)
建設業	101 (13.6)	94 (93.1)	45 (44.6)	24 (23.8)	11 (10.9)	14 (13.9)	7 (6.9)
製造業	163 (21.9)	138 (84.7)	37 (22.7)	26 (16.0)	34 (20.9)	41 (25.2)	25 (15.3)
卸売・小売業	156 (21.0)	128 (82.1)	40 (25.6)	22 (14.1)	34 (21.8)	32 (20.5)	28 (17.9)
金融・保険業	31 (4.2)	20 (64.5)	8 (25.8)	5 (16.1)	3 (9.7)	4 (12.9)	11 (35.5)
運輸・通信業	48 (6.5)	42 (87.5)	7 (14.6)	12 (25.0)	6 (12.5)	17 (35.4)	6 (12.5)
サービス業	244 (32.8)	207 (84.8)	68 (27.9)	36 (14.8)	42 (17.2)	61 (25.0)	37 (15.2)

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第３表　学歴・職種の初任給（産業別・全規模）

学歴別 ＼ 産業別	中学校卒	高校卒 管理職・事務職・販売職	高校卒 生産職
全産業	144,500 (円)	157,600 (円)	161,000 (円)
建設業	147,300	160,900	171,100
製造業	140,300	159,000	159,700
卸売・小売業	142,100	160,600	160,200
金融・保険業	―	146,800	135,600
運輸・通信業	150,200	159,500	160,200
サービス業	146,500	151,700	154,800

※　百円未満は切り上げています。
※　「―」は、データが全くなかったものです。

第２表　集計対象労働者

（　）は%

規模別／産業別	全規模（総数）	Ⅰ～Ⅳ（10～299人）規模 小計 10～299人	Ⅰ 10～29人	Ⅱ 30～49人	Ⅲ 50～99人	Ⅳ 100～299人	Ⅴ規模 300人以上
全産業	59,794 (100.0)	33,909 (56.7)	3,572 (6.0)	4,117 (6.9)	7,465 (12.5)	18,755 (31.4)	25,885 (43.3)
建設業	4,116 (6.9)	3,194 (77.6)	843 (20.5)	803 (19.5)	561 (13.6)	987 (24.0)	922 (22.4)
製造業	19,760 (33.0)	8,549 (43.3)	613 (3.1)	879 (4.4)	2,056 (10.4)	5,001 (25.3)	11,211 (56.7)
卸売・小売業	11,627 (19.4)	6,333 (54.5)	689 (5.9)	672 (5.8)	1,825 (15.7)	3,147 (27.1)	5,294 (45.5)
金融・保険業	1,790 (3.0)	613 (34.2)	143 (8.0)	129 (7.2)	160 (8.9)	181 (10.1)	1,177 (65.8)
運輸・通信業	3,359 (5.6)	2,576 (76.7)	103 (3.1)	413 (12.3)	381 (11.3)	1,679 (50.0)	783 (23.3)
サービス業	19,142 (32.0)	12,644 (66.1)	1,181 (6.2)	1,221 (6.4)	2,482 (13.0)	7,760 (40.5)	6,498 (33.9)

短大・高専卒 管理職 事務職 販売職	短大・高専卒 技術職	大学卒 管理職 事務職 販売職	大学卒 技術職
(円) 169,000	(円) 173,000	(円) 186,800	(円) 190,900
176,100	182,400	192,300	197,800
172,200	173,200	191,400	191,700
172,600	170,500	190,100	189,700
155,100	144,500	184,300	177,900
165,200	169,400	187,500	188,700
161,900	168,000	177,200	185,900

学歴・職種・男女別賃金

第４表　全産業・全規模

学歴別	中学校卒		高校卒			
男女別／年齢別	男性	女性	管理職 事務職 販売職		生産職	
			男性	女性	男性	女性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	195,100	170,300	191,900	171,400	197,200	179,200
30	199,600	192,300	232,700	188,500	227,400	179,000
35	257,900	216,700	246,200	203,900	245,500	197,400
40	233,900	217,800	341,900	222,900	276,100	205,400
45	223,100	315,200	330,800	230,300	293,400	219,500
50	313,300	224,300	353,700	241,000	314,900	203,500
55	320,600	235,200	362,100	253,900	325,000	208,300
60	235,200	182,300	296,700	203,400	245,800	165,500

第５表　全産業・Ⅰ～Ⅳ規模（10人～299人）

25	195,100	170,300	187,000	168,800	197,900	177,600
30	199,600	192,300	233,700	187,800	228,000	178,200
35	257,900	216,700	242,400	201,500	247,100	197,100
40	236,600	217,800	353,700	213,400	276,900	203,900
45	223,100	266,800	322,100	220,600	294,600	220,100
50	313,300	224,300	345,400	235,400	319,400	197,000
55	328,500	237,700	348,000	239,200	329,200	210,200
60	241,700	182,300	284,500	205,100	245,700	162,400

第６表　全産業・Ⅴ規模（300人以上）

25	－	－	199,300	177,600	194,800	183,800
30	－	－	229,800	190,100	224,600	182,300
35	－	－	258,500	210,800	239,300	198,500
40	207,000	－	309,200	245,800	271,800	208,800
45	－	331,400	361,000	253,700	288,000	218,200
50	－	－	375,100	263,500	288,700	219,500
55	241,700	230,200	392,000	296,800	300,400	200,300
60	196,600	－	327,700	197,300	246,600	178,700

※　「－」は、データが全くなかったものです。

短大・高専卒				大学卒			
管理職 事務職 販売職		技術職		管理職 事務職 販売職		技術職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
194,700	179,600	205,400	196,500	210,300	199,500	204,800	207,600
239,000	198,600	226,200	205,600	246,400	211,800	243,400	233,600
264,900	216,000	265,400	235,900	282,200	236,800	282,900	239,700
300,400	223,600	295,700	259,100	323,400	256,700	330,300	277,200
330,900	248,500	348,900	267,000	383,200	300,700	353,700	312,100
348,300	277,700	363,200	286,000	403,100	287,700	394,800	348,400
376,100	279,800	352,900	289,200	421,300	337,000	413,900	347,900
276,900	269,100	299,000	275,700	379,900	323,300	340,600	370,400

193,800	175,100	205,100	189,500	209,700	192,600	203,200	204,600
234,000	196,600	224,800	194,400	241,500	205,400	235,100	227,400
267,900	207,200	265,100	212,700	276,100	229,600	278,300	233,200
286,700	212,500	299,300	243,600	319,100	238,000	323,000	250,800
327,100	243,600	348,400	257,000	369,200	305,700	341,500	318,300
329,800	275,900	362,900	271,900	382,400	277,000	383,900	328,100
370,600	261,700	339,300	267,400	402,200	342,500	395,500	317,400
276,600	237,400	294,600	235,100	366,900	385,500	324,700	424,100

197,000	191,900	205,900	210,500	211,600	209,400	210,700	212,600
247,800	202,800	229,900	226,900	254,800	221,000	262,100	244,000
257,100	231,300	266,500	263,400	293,600	248,500	295,800	254,800
342,500	258,300	281,600	291,600	333,800	303,700	353,000	322,300
339,700	256,800	350,100	284,000	405,400	296,100	377,600	304,800
373,900	280,300	364,000	307,200	440,000	298,400	426,200	375,500
397,300	345,100	385,700	332,700	463,800	333,100	452,500	429,100
277,300	300,900	307,800	316,300	411,200	261,000	394,600	263,000

第７表　産業別週休２日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休２ 小計	完全週休２日制	月３回週休２日制
全産業	(事業所)	743 (100)	690 (92.9)	293 (39.4)	69 (9.3)
	(適用労働者)	59,794 (100)	54,546 (91.2)	30,683 (51.3)	4,350 (7.3)
建設業	(事業所)	101 (100)	95 (94.1)	20 (19.8)	6 (5.9)
	(適用労働者)	4,116 (100)	3,890 (94.5)	1,234 (30.0)	255 (6.2)
製造業	(事業所)	163 (100)	156 (95.7)	63 (38.7)	20 (12.3)
	(適用労働者)	19,760 (100)	18,913 (95.7)	12,403 (62.8)	749 (3.8)
繊維関係	(事業所)	17 (100)	16 (94.1)	3 (17.6)	3 (17.6)
	(適用労働者)	2,098 (100)	2,018 (96.2)	495 (23.6)	79 (3.8)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	64 (100)	62 (96.9)	29 (45.3)	8 (12.5)
	(適用労働者)	9,725 (100)	9,475 (97.4)	7,508 (77.2)	214 (2.2)
その他	(事業所)	82 (100)	78 (95.1)	31 (37.8)	9 (11.0)
	(適用労働者)	7,937 (100)	7,420 (93.5)	4,400 (55.4)	456 (5.7)
卸売・小売業	(事業所)	156 (100)	149 (95.5)	49 (31.4)	16 (10.3)
	(適用労働者)	11,627 (100)	9,924 (85.4)	5,310 (45.7)	622 (5.3)
金融・保険業	(事業所)	31 (100)	31 (100.0)	29 (93.5)	2 (6.5)
	(適用労働者)	1,790 (100)	1,790 (100.0)	1,753 (97.9)	37 (2.1)
運輸・通信業	(事業所)	48 (100)	47 (97.9)	30 (62.5)	5 (10.4)
	(適用労働者)	3,359 (100)	3,335 (99.3)	2,282 (67.9)	248 (7.4)
サービス業	(事業所)	244 (100)	212 (86.9)	102 (41.8)	20 (8.2)
	(適用労働者)	19,142 (100)	16,694 (87.2)	7,701 (40.2)	2,439 (12.7)

第８表　企業規模別週休２日制の実施状況

規模別	制度別	合計	週休２ 小計	完全週休２日制	月３回週休２日制
全規模	(事業所)	743 (100)	690 (92.9)	293 (39.4)	69 (9.3)
	(適用労働者)	59,794 (100)	54,546 (91.2)	30,683 (51.3)	4,350 (7.3)
Ⅰ 10 ～ 29 人	(事業所)	205 (100)	186 (90.7)	59 (28.8)	16 (7.8)
	(適用労働者)	3,572 (100)	3,260 (91.3)	1,008 (28.2)	246 (6.9)
Ⅱ 30 ～ 49 人	(事業所)	125 (100)	120 (96.0)	44 (35.2)	17 (13.6)
	(適用労働者)	4,117 (100)	3,933 (95.5)	1,418 (34.4)	580 (14.1)
Ⅲ 50 ～ 99 人	(事業所)	130 (100)	122 (93.8)	39 (30.0)	14 (10.8)
	(適用労働者)	7,465 (100)	7,015 (94.0)	2,390 (32.0)	723 (9.7)
Ⅳ 100 ～ 299 人	(事業所)	169 (100)	157 (92.9)	77 (45.6)	16 (9.5)
	(適用労働者)	18,755 (100)	17,749 (94.6)	8,908 (47.5)	1,803 (9.6)
Ⅴ 300 人以上	(事業所)	114 (100)	105 (92.1)	74 (64.9)	6 (5.3)
	(適用労働者)	25,885 (100)	22,589 (87.3)	16,959 (65.5)	998 (3.9)

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

（　）は%

日制を実施				1週1日休み又は4週4日休み	1週に1日半休み	その他
隔週週休2日制	月2回週休2日制	月1回週休2日制	その他週休2日制			
81 (10.9)	81 (10.9)	6 (0.8)	160 (21.5)	15 (2.0)	13 (1.7)	25 (3.4)
4,506 (7.5)	3,561 (6.0)	183 (0.3)	11,263 (18.8)	1,178 (2.0)	1,464 (2.4)	2,606 (4.4)
18 (17.8)	29 (28.7)	1 (1.0)	21 (20.8)	1 (1.0)	1 (1.0)	4 (4.0)
738 (17.9)	874 (21.2)	29 (0.7)	760 (18.5)	63 (1.5)	44 (1.1)	119 (2.9)
13 (8.0)	16 (9.8)	1 (0.6)	43 (26.4)	1 (0.6)	1 (0.6)	5 (3.1)
727 (3.7)	387 (2.0)	12 (0.1)	4,635 (23.5)	119 (0.6)	19 (0.1)	709 (3.6)
3 (17.6)	2 (11.8)	－ (－)	5 (29.4)	－ (－)	－ (－)	1 (5.9)
274 (13.1)	73 (3.5)	－ (－)	1,097 (52.3)	－ (－)	－ (－)	80 (3.8)
1 (1.6)	5 (7.8)	－ (－)	19 (29.7)	－ (－)	－ (－)	2 (3.1)
18 (0.2)	133 (1.4)	－ (－)	1,602 (16.5)	－ (－)	－ (－)	250 (2.6)
9 (11.0)	9 (11.0)	1 (1.2)	19 (23.2)	1 (1.2)	1 (1.2)	2 (2.4)
435 (5.5)	181 (2.3)	12 (0.2)	1,936 (24.4)	119 (1.5)	19 (0.2)	379 (4.8)
22 (14.1)	13 (8.3)	1 (0.6)	48 (30.8)	5 (3.2)	1 (0.6)	1 (0.6)
740 (6.4)	548 (4.7)	14 (0.1)	2,690 (23.1)	480 (4.1)	10 (0.1)	1,213 (10.4)
－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
7 (14.6)	2 (4.2)	－ (－)	3 (6.3)	－ (－)	－ (－)	1 (2.1)
480 (14.3)	90 (2.7)	－ (－)	235 (7.0)	－ (－)	－ (－)	24 (0.7)
21 (8.6)	21 (8.6)	3 (1.2)	45 (18.4)	8 (3.3)	10 (4.1)	14 (5.7)
1,821 (9.5)	1,662 (8.7)	128 (0.7)	2,943 (15.4)	516 (2.7)	1,391 (7.3)	541 (2.8)

（　）は%

日制を実施				1週1日休み又は4週4日休み	1週に1日半休み	その他
隔週週休2日制	月2回週休2日制	月1回週休2日制	その他週休2日制			
81 (10.9)	81 (10.9)	6 (0.8)	160 (21.5)	15 (2.0)	13 (1.7)	25 (3.4)
4,506 (7.5)	3,561 (6.0)	183 (0.3)	11,263 (18.8)	1,178 (2.0)	1,464 (2.4)	2,606 (4.4)
31 (15.1)	38 (18.5)	5 (2.4)	37 (18.0)	6 (2.9)	5 (2.4)	8 (3.9)
585 (16.4)	633 (17.7)	94 (2.6)	694 (19.4)	98 (2.7)	82 (2.3)	132 (3.7)
19 (15.2)	18 (14.4)	－ (－)	22 (17.6)	1 (0.8)	－ (－)	4 (3.2)
564 (13.7)	623 (15.1)	－ (－)	748 (18.2)	31 (0.8)	－ (－)	153 (3.7)
14 (10.8)	13 (10.0)	1 (0.8)	41 (31.5)	3 (2.3)	2 (1.5)	3 (2.3)
832 (11.1)	661 (8.9)	89 (1.2)	2,320 (31.1)	182 (2.4)	67 (0.9)	201 (2.7)
11 (6.5)	10 (5.9)	－ (－)	43 (25.4)	4 (2.4)	3 (1.8)	5 (3.0)
1,744 (9.3)	883 (4.7)	－ (－)	4,411 (23.5)	516 (2.8)	90 (0.5)	400 (2.1)
6 (5.3)	2 (1.8)	－ (－)	17 (14.9)	1 (0.9)	3 (2.6)	5 (4.4)
781 (3.0)	761 (2.9)	－ (－)	3,090 (11.9)	351 (1.4)	1,225 (4.7)	1,720 (6.6)

第１図　最近10年間の週休２日制実施率の推移（事業所）

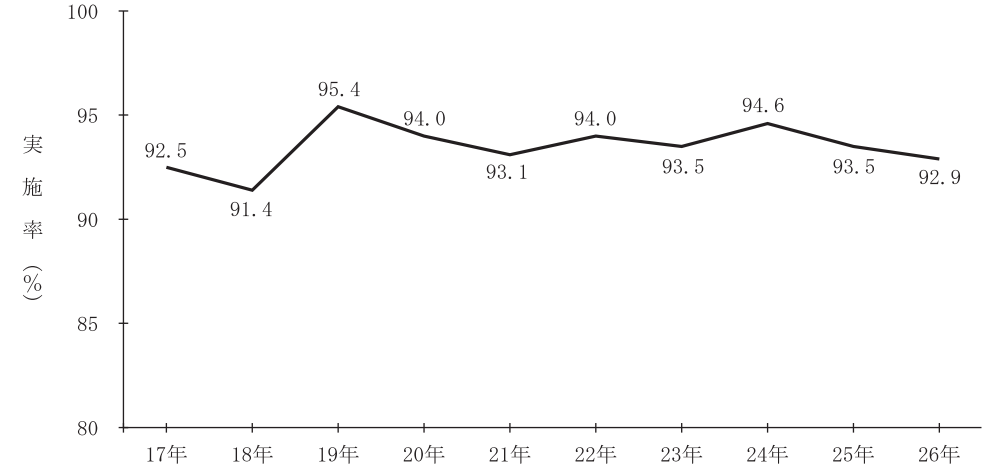

第２図　週休２日制の実施状況（事業所）

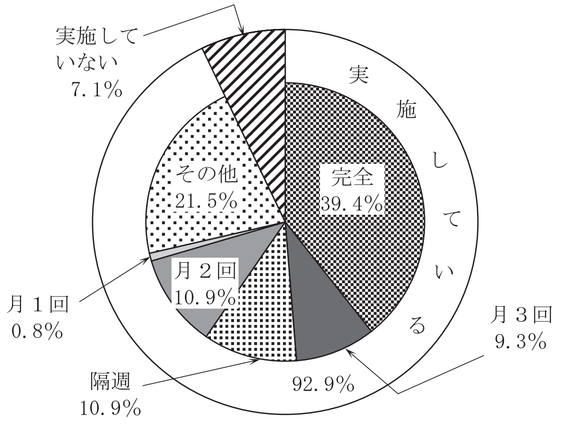

第３図　週休２日制の実施状況（適用労働者）

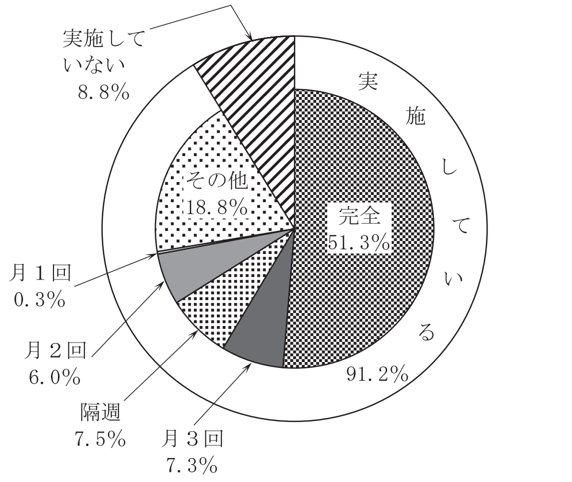

第９表　年間の休日日数

産業別 ＼ 日数別		合計	平均日数	70日未満	平均日数	70～79日	平均日数
全産業	（事業所）	743 (100)	107.5	10 (1.3)	47.0	23 (3.1)	75.0
	（適用労働者）	59,794 (100)	111.7	367 (0.6)	48.5	2,270 (3.8)	75.1
建設業	（事業所）	101 (100)	101.5	－ (－)	－	1 (1.0)	78.0
	（適用労働者）	4,116 (100)	105.7	－ (－)	－	55 (1.3)	78.0
製造業	（事業所）	163 (100)	110.2	1 (0.6)	47.0	－ (－)	－
	（適用労働者）	19,760 (100)	116.5	21 (0.1)	47.0	－ (－)	－
繊維関係	（事業所）	17 (100)	102.9	－ (－)	－	－ (－)	－
	（適用労働者）	2,098 (100)	108.4	－ (－)	－	－ (－)	－
機械金属・電気電子関係	（事業所）	64 (100)	112.2	－ (－)	－	－ (－)	－
	（適用労働者）	9,725 (100)	118.6	－ (－)	－	－ (－)	－
その他	（事業所）	82 (100)	110.2	1 (1.2)	47.0	－ (－)	－
	（適用労働者）	7,937 (100)	116.2	21 (0.3)	47.0	－ (－)	－
卸売・小売業	（事業所）	156 (100)	107.0	2 (1.3)	36.5	2 (1.3)	75.0
	（適用労働者）	11,627 (100)	109.6	27 (0.2)	59.4	84 (0.7)	73.7
金融・保険業	（事業所）	31 (100)	121.4	－ (－)	－	－ (－)	－
	（適用労働者）	1,790 (100)	122.8	－ (－)	－	－ (－)	－
運輸・通信業	（事業所）	48 (100)	113.8	－ (－)	－	－ (－)	－
	（適用労働者）	3,359 (100)	117.3	－ (－)	－	－ (－)	－
サービス業	（事業所）	244 (100)	105.5	7 (2.9)	57.5	20 (8.2)	74.9
	（適用労働者）	19,142 (100)	107.2	319 (1.7)	50.7	2,131 (11.1)	75.1

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第４図　週休２日制の実施状況（事業所）

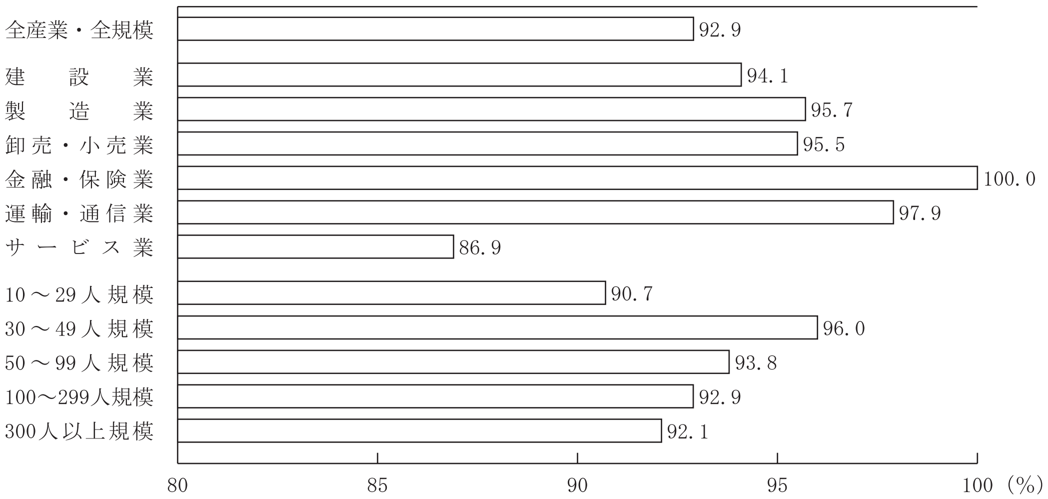

第５図　年間休日日数（事業所）

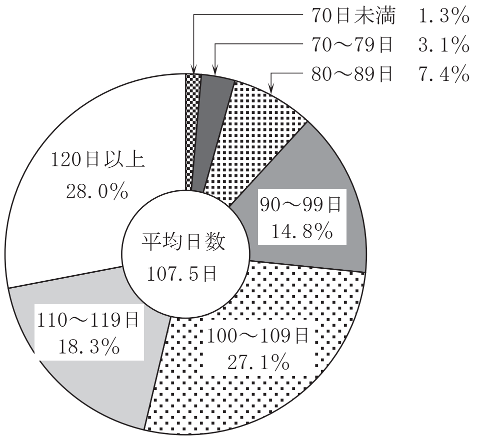

第６図　年間休日日数（適用労働者）

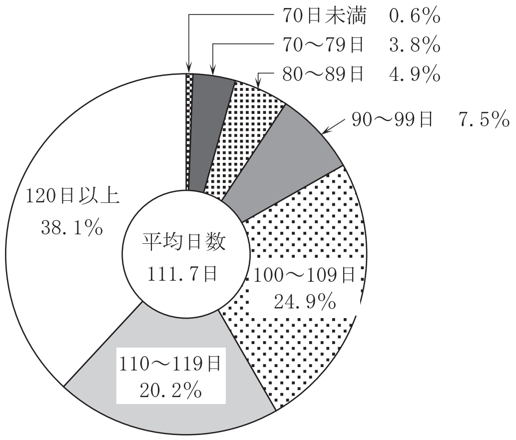

（　）は%

80 ～ 89 日	平均日数	90 ～ 99 日	平均日数	100～109日	平均日数	110～119日	平均日数	120 日 以 上	平均日数
55 (7.4)	86.5	110 (14.8)	95.7	201 (27.1)	105.1	136 (18.3)	114.2	208 (28.0)	124.7
2,922 (4.9)	87.2	4,464 (7.5)	95.5	14,902 (24.9)	105.8	12,062 (20.2)	114.7	22,807 (38.1)	124.9
22 (21.8)	87.2	28 (27.7)	95.9	26 (25.7)	104.6	13 (12.9)	114.1	11 (10.9)	124.5
559 (13.6)	87.1	780 (19.0)	96.2	1,354 (32.9)	105.3	628 (15.3)	114.5	740 (18.0)	124.9
3 (1.8)	86.0	21 (12.9)	95.7	54 (33.1)	104.9	43 (26.4)	114.4	41 (25.2)	123.5
85 (0.4)	87.3	777 (3.9)	95.8	3,534 (17.9)	105.9	5,250 (26.6)	114.9	10,093 (51.1)	123.1
2 (11.8)	87.0	6 (35.3)	95.2	5 (29.4)	106.4	2 (11.8)	114.0	2 (11.8)	122.0
73 (3.5)	87.8	374 (17.8)	96.6	1,088 (51.9)	108.4	119 (5.7)	112.3	444 (21.2)	120.8
－ (－)	0.0	5 (7.8)	94.4	19 (29.7)	105.2	24 (37.5)	114.3	16 (25.0)	123.1
－ (－)	0.0	79 (0.8)	93.6	1,082 (11.1)	105.1	2,494 (25.6)	114.0	6,070 (62.4)	123.2
1 (1.2)	84.0	10 (12.2)	96.6	30 (36.6)	104.6	17 (20.7)	114.8	23 (28.0)	124.0
12 (0.2)	84.0	324 (4.1)	95.3	1,364 (17.2)	104.7	2,637 (33.2)	115.8	3,579 (45.1)	123.4
8 (5.1)	86.6	25 (16.0)	95.4	55 (35.3)	105.2	33 (21.2)	113.5	31 (19.9)	124.3
351 (3.0)	86.9	906 (7.8)	94.9	5,612 (48.3)	106.0	2,034 (17.5)	113.4	2,613 (22.5)	124.6
－ (－)	0.0	2 (6.5)	97.0	1 (3.2)	105.0	1 (3.2)	119.0	27 (87.1)	123.9
－ (－)	0.0	37 (2.1)	97.2	25 (1.4)	105.0	72 (4.0)	119.0	1,656 (92.5)	123.9
4 (8.3)	86.5	5 (10.4)	95.6	9 (18.8)	105.3	6 (12.5)	116.3	24 (50.0)	124.6
244 (7.3)	86.7	306 (9.1)	95.1	649 (19.3)	105.9	274 (8.2)	117.6	1,886 (56.1)	125.3
18 (7.4)	85.7	29 (11.9)	96.0	56 (23.0)	105.5	40 (16.4)	114.2	74 (30.3)	126.0
1,683 (8.8)	87.3	1,658 (8.7)	95.4	3,728 (19.5)	105.5	3,804 (19.9)	115.0	5,819 (30.4)	128.2

第10表　休日・休暇について（事業所平均）

（単位：日）

産　業　別	総休日日　数	週休日	週休日以　外				
			年末年始	祝　日	夏季休暇	メーデー	その他
全　　産　　業	107.5	84.9	22.6	6.2	10.9	3.5	0.0	2.0
建　　設　　業	101.5	76.0	25.6	7.5	12.0	4.4	0.0	1.7
製　　造　　業	110.2	83.6	26.5	7.7	11.0	4.9	0.1	2.8
卸売・小売業	107.0	84.8	22.1	5.8	10.7	3.6	0.0	2.0
金融・保険業	121.4	99.1	22.3	5.7	13.8	2.2	0.0	0.6
運輸・通信業	113.8	92.5	21.3	5.9	12.1	2.7	0.1	0.5
サービス業	105.5	86.2	19.3	5.0	9.8	2.5	0.0	2.0

第11表　年休・所定内労働時間（事業所平均）

産　業　別	年休の一人平均付与日数（日）	年休の一人平均消化日数（日）	年休の一人平均消化率（%）	1日の労働時間		1週の労働時間	
				（時間）	（分）	（時間）	（分）
全　　産　　業	17.0	6.4	37.7	7	46	39	33
建　　設　　業	16.6	6.1	36.9	7	44	39	53
製　　造　　業	17.8	7.3	41.1	7	49	39	39
卸売・小売業	16.9	4.9	29.1	7	48	39	46
金融・保険業	19.8	7.1	35.6	7	32	37	55
運輸・通信業	16.4	6.5	39.3	7	46	39	16
サービス業	16.3	6.7	41.0	7	45	39	29

第７図　年次有給休暇の計画的付与の状況

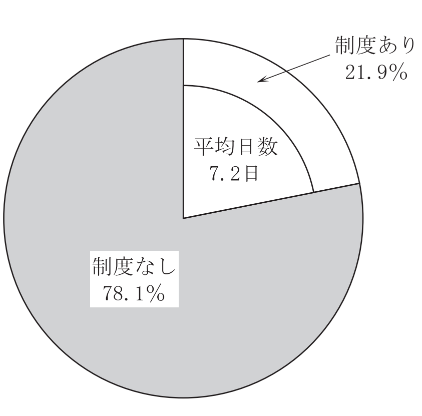

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第12表　育児休業制度の就業規則等への規定状況

項　　　　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	667（ 89.8%）	388（ 84.0%）	279（ 99.3%）
就業規則等への定めなし	76（ 10.2%）	74（ 16.0%）	2（　0.7%）
合　　　　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

第13表　育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成25年度に育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数
男　　性	1,199人	13人（ 1.1%）
女　　性	747人	651人（87.1%）
合　　計	1,946人	664人（34.1%）

第14表　育児のための所定外労働の免除制度について

項　　　　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	566（ 76.2%）	302（ 65.4%）	264（ 94.0%）
子が３歳に達するまで	313（ 42.1%）	167（ 36.1%）	146（ 52.0%）
小学校に入学するまで	224（ 30.1%）	118（ 25.5%）	106（ 37.7%）
小学校に入学した後も利用可能	29（　3.9%）	17（　3.7%）	12（　4.3%）
就業規則等への定めなし	177（ 23.8%）	160（ 34.6%）	17（　6.0%）
合　　　　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

第15表　育児のための短時間勤務制度について

項　　　　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	572（ 77.0%）	303（ 65.6%）	269（ 95.7%）
子が３歳に達するまで	377（ 50.7%）	192（ 41.6%）	185（ 65.8%）
小学校に入学するまで	142（ 19.1%）	82（ 17.7%）	60（ 21.4%）
小学校に入学した後も利用可能	41（　5.5%）	20（　4.3%）	21（　7.5%）
そ　の　他	12（　1.6%）	9（　1.9%）	3（　1.1%）
就業規則等への定めなし	171（ 23.0%）	159（ 34.4%）	12（　4.3%）
合　　　　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

第16表　子の看護休暇制度について

項　　　　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	553（ 74.4%）	287（ 62.1%）	266（ 94.7%）
小学校に入学するまで	506（ 68.1%）	262（ 56.7%）	244（ 86.8%）
小学校に入学した後も利用可能	47（　6.3%）	25（　5.4%）	22（　7.8%）
就業規則等への定めなし	190（ 25.6%）	175（ 37.9%）	15（　5.3%）
合　　　　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

第17表　子の看護休暇の取得状況

	取得者数			
		５日未満	５～10日	11日以上
男　性	78	67	10	1
女　性	371	281	86	4
合　計	449	348	96	5

第18表　介護休業制度の就業規則等への規定状況

項　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	630（ 84.8%）	358（ 77.5%）	272（ 96.8%）
就業規則等への定めなし	113（ 15.2%）	104（ 22.5%）	9（　3.2%）
合　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

第19表　介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成25年度に介護休業を取得した労働者数

男　性	11　人
女　性	20　人
合　計	31　人

第20表　介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置（複数回答）

項　目	事業所数（ ）は%
休業以外の制度を設けている事業所	520（70.0）
１日の所定労働時間を短縮する制度	440（59.2）
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	68（ 9.2）
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）	35（ 4.7）
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	38（ 5.1）
フレックスタイム制	30（ 4.0）
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	153（20.6）
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	6（ 0.8）
制度なし	223（30.0）
合　計	743

第21表　介護休暇制度について

項　目	事　業　所　数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	542（ 72.9%）	285（ 61.7%）	257（ 91.5%）
就業規則等への定めなし	201（ 27.1%）	177（ 38.3%）	24（　8.5%）
合　計	743（100.0%）	462（100.0%）	281（100.0%）

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第22表　就業形態について

（単位：％）

区　　分	正社員	非　正　社　員							
			契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー			出向社員	派　遣労働者	その他
						短時間	その他			
全　産　業	66.4	33.6	4.7	1.5	21.7	16.9	4.8	1.0	3.2	1.4
男　　性	78.3	21.7	4.8	1.3	9.6	6.9	2.7	1.6	2.9	1.5
女　　性	49.8	50.2	4.6	1.9	38.4	30.8	7.6	0.2	3.7	1.4
建　設　業	85.3	14.8	7.3	1.8	3.7	2.4	1.3	0.9	1.0	0.1
製　造　業	80.8	19.3	4.3	0.2	4.9	2.8	2.1	2.2	6.4	1.3
卸売・小売業	51.8	48.2	2.1	1.3	43.1	37.3	5.8	0.3	1.1	0.3
金融・保険業	75.0	25.1	7.9	－	4.5	1.1	3.4	0.4	2.1	10.2
運輸・通信業	67.2	32.9	9.9	0.5	13.6	12.5	1.1	1.5	7.2	0.2
サービス業	56.2	43.7	4.8	3.5	31.9	23.0	8.9	0.4	1.4	1.7

第８図　非正社員の正社員化（事業所数）

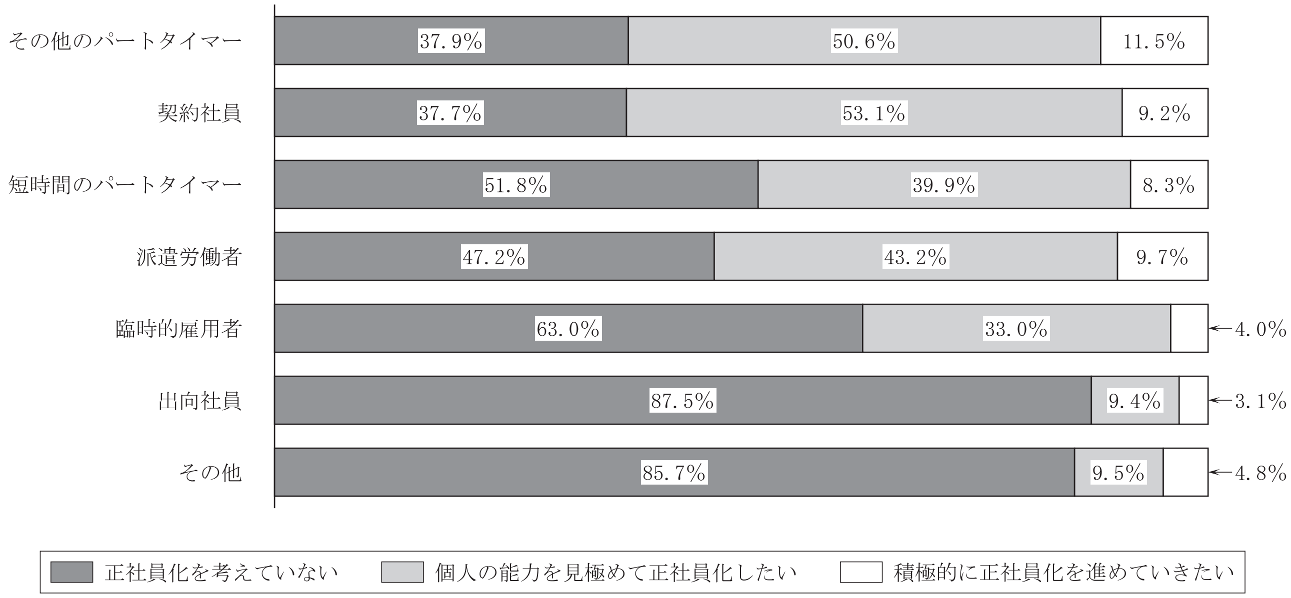

第23表　非正社員の正社員化の実績

（　）内は％

区　　分	正社員登用実績事業所数	非　正　社　員						
			契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー			出向社員	派　遣労働者
						短時間	その他		
全　産　業	175	456	179 (39.3)	9 (2.0)	193 (42.3)	99 (21.7)	94 (20.6)	16 (3.5)	59 (12.9)
建　設　業	12	27	18 (66.7)	1 (3.7)	7 (25.9)	3 (11.1)	4 (14.8)	－ (　－)	1 (3.7)
製　造　業	22	61	21 (34.4)	1 (1.6)	12 (19.7)	5 (8.2)	7 (11.5)	7 (11.5)	20 (32.8)
卸売・小売業	29	90	5 (5.6)	－ (－)	78 (86.7)	57 (63.3)	21 (23.3)	－ (　－)	7 (7.8)
金融・保険業	8	22	10 (45.5)	－ (－)	4 (18.2)	－ (　－)	4 (18.2)	－ (　－)	8 (36.4)
運輸・通信業	19	58	41 (70.7)	2 (3.4)	3 (5.2)	1 (1.7)	2 (3.4)	9 (15.5)	3 (5.2)
サービス業	85	198	84 (42.4)	5 (2.5)	89 (44.9)	33 (16.7)	56 (28.3)	－ (　－)	20 (10.1)

※　割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第９図　非正社員を活用している理由（複数回答）

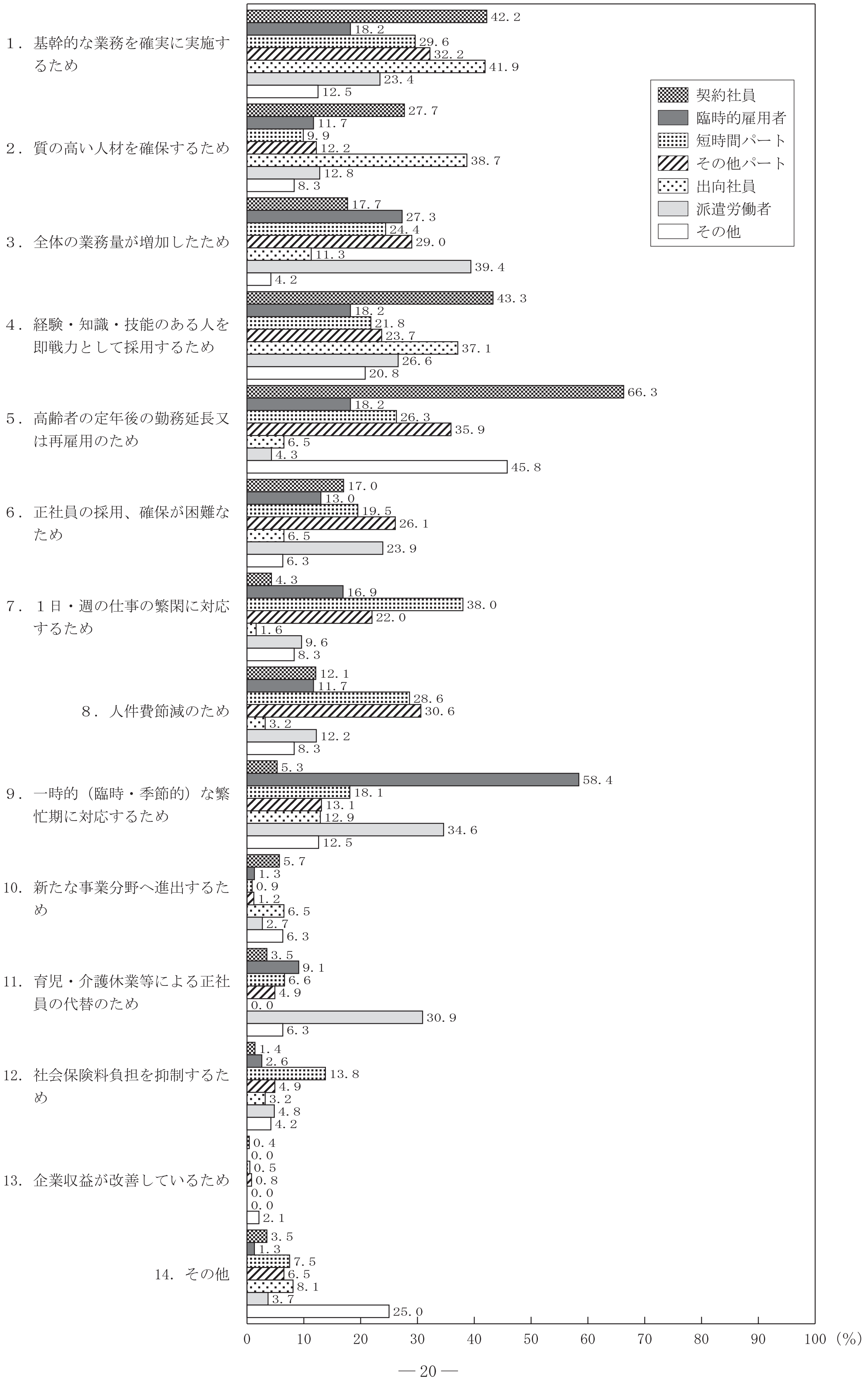

調　　　　　査　　　　　票

㊙ 賃金等労働条件実態調査票

（平成26年７月31日現在）

※	産業分類	1	2	3	企業規模	4	整理番号	5	6	7	8	特ラン	9	従業員数	10	11	12	13	14

※は県で記入

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地	〒		
3 事業所の主な生産品名又は事業の内容			
4 企業の全常用従業員数（同一企業（同一会社）に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数）	人（うち女性　　人） 10～29人　30～49人　50～99人　100～299人　300人以上	労働組合の有無	有・無
5 事業所の全常用従業員数（支店・営業所等の貴事業所だけの常用労働者数）	人（うち女性　　人）		

記入担当者		ＴＥＬ	（　　）　－
所属課・氏名		内線	〔　　〕

金沢市鞍月１丁目１番地
石川県商工労働部労働企画課
《問い合せ先》
石川県職業能力開発プラザ
TEL　(076) 261－1400
FAX　(076) 261－1402

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標にするものです。
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもらしたりすることはありませんから、ありのままを記入してください。なお※は記入しないでください。
返送は９月30日までにお願いします。

現金給与総額（賃金支給額）
- 基準内賃金
  - 基本給（基本給、本給、年齢給、学歴給、勤続及び経験給、技能給、職務給等を含む。）
  - 手当部門
    - 役付給及び管理職手当
    - 特殊勤務手当（特殊作業手当等を含む。）
    - 能率給手当（生産報償金、生産手当、販売奨励金、歩合給等を含む。）
    - 精皆勤手当
    - 家族手当
    - 通勤手当　除いてください。
    - 住居手当
    - 物価手当
- 基準外賃金
  - 時間外勤務手当
  - 休日出勤手当
  - 宿日直手当
  - その他

1　新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別ポイント賃金について

㈱ 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。　（単位　100円）

満年齢	学歴別・男女別	中学卒 男性	中学卒 女性	高校卒 管理・事務・販売 男性	高校卒 管理・事務・販売 女性	高校卒 生産 男性	高校卒 生産 女性	短大・高専卒 管理・事務・販売 男性	短大・高専卒 管理・事務・販売 女性	短大・高専卒 技術 男性	短大・高専卒 技術 女性	大学卒 管理・事務・販売 男性	大学卒 管理・事務・販売 女性	大学卒 技術 男性	大学卒 技術 女性
15	初任給	15 16 17 18（十万 万 千 百円）	19 20 21 22（十万 万 千 百円）												
18	初任給			23 24 25 26（十万 万 千 百円）	27 28 29 30（十万 万 千 百円）	31 32 33 34（十万 万 千 百円）	35 36 37 38（十万 万 千 百円）								
20	初任給							39 40 41 42（十万 万 千 百円）	43 44 45 46（十万 万 千 百円）	47 48 49 50（十万 万 千 百円）	51 52 53 54（十万 万 千 百円）				
22	初任給											55 56 57 58（十万 万 千 百円）	59 60 61 62（十万 万 千 百円）	63 64 65 66（十万 万 千 百円）	67 68 69 70（十万 万 千 百円）
25	ポイント賃金														
30	ポイント賃金														
35	ポイント賃金														
40	ポイント賃金														
45	ポイント賃金														
50	ポイント賃金														
55	ポイント賃金														
60	ポイント賃金														

㈱
- **初任給の欄は**、本年度採用がなくても新規採用したとすればいくらかを**男性の欄**に記入してください。
- **ポイント賃金の欄は**、左端の満年齢に当たる実在者の方の賃金を記入してください。（役員は除く）
- 該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。

2　所定内労働時間について

1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間
時間　　分	時間　　分

㈽　所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

3　休日・休暇について

(1)　週休制はどうなっていますか。（該当するものの番号に○印をつけてください。）

週休2日制						週休1日	週休1日半	実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの（月1回以上週3日制、3勤3休、3勤4休等）
完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他（注1）			
1	2	3	4	5	6	7	8	9

㈽　時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。
（注1）　月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日日数が少ない場合に選択してください。

(2)　有給休暇について（繰り越し日数は含めないでください。）

①　1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。　［　　日］

②　1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。　［　　日］

③　年次有給休暇の計画的付与をしていますか。
（該当する番号に○をつけてください。）
計画的付与をしている場合は年間何日ですか。

1	し て い る	日
2	していない	

(3)　平成25年4月1日から平成26年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。　㈽　年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

項目	日数	備考
①　年末年始（1月1日を含む）	日	・1月1日、週休日を含む。
②　国民の祝日（1月1日を除く）	日	・1月1日を除き14日あります。
③　夏季休暇	日	・週休日を含む。
④　メーデー	日	・週休日（土・日など）から①～⑤の休日が重なった日数を除いて記入してください。（参考）日曜日 52日、完全週休2日 104日、隔週週休2日 約78日
⑤　その他（創立記念日、ゴールデンウィーク等）	日	
⑥　週休日（週のうち定まった休業日の年間総数）	日	
合　計　（①+②+③+④+⑤+⑥）	日	・年間休日日数になります。

4　育児休業制度等について

(1)　育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

㈽　育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2)　出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

	女性	男性
イ　平成25年4月1日から平成26年3月31日までの出産者数（配偶者が出産した男性を含む）	①　　人	②　　人
ロ　イのうち平成26年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	③　　人	④　　人

(3)　子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり		定めなし
子が小学校に入学するまで	子が小学校入学した後も利用可能	
1	2	3

㈽　子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病気・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4)　子の看護休暇を取得した者は何人ですか。
（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間）

	5日未満	5～10日	11日以上	計
女　性	人	人	人	人
男　性	人	人	人	人

(5)　育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり			定めなし
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	
1	2	3	4

(6)　育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

制度がある				制度はない
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	その他	
1	2	3	4	5

5　介護休業制度等について

(1)　介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(注)　介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2)　家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。
（平成25年４月１日から平成26年３月31日までの期間）

男性　　人	女性　　人

(注)　同一労働者が期間内に２回利用した場合は、２人として計上してください。

(3)　介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(注)　介護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護や世話を行う労働者が取得できる短期の休暇制度をいい、介護休業制度とは別の制度になります。

(4)　介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2

（設けている制度すべての番号に○印をつけてください。）

1	１日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

6　就業形態について

従業員の就業形態はどのようになっていますか。人数を記入してください。

① 正 社 員	② 非正社員						
	③契約社員	④ 臨時的雇用者	⑤パートタイマー ⑥短時間のパートタイマー	⑤パートタイマー ⑦その他のパートタイマー	⑧出向社員	⑨ 派遣労働者	⑩ その他
男性　　人	男性　　人	男性　　人	男性　　人	男性　　人	男性　　人	男性　　人	男性　　人
女性　　人	女性　　人	女性　　人	女性　　人	女性　　人	女性　　人	女性　　人	女性　　人

(注)　各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

7　非正社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1)　非正規社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

活用理由＼就業形態	契約社員	臨時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため							
2 質の高い人材を確保するため							
3 全体の業務量が増加したため							
4 経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため							
5 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため							
6 正社員の採用、確保が困難なため							
7 １日・週の中の仕事の繁閑に対応するため							
8 人件費削減のため							
9 一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため							
10 新たな事業分野へ進出するため							
11 育児・介護休業等による正社員の代替のため							
12 社会保険料負担を抑制するため							
13 企業収益が改善しているため							
14 その他							

(2)　非正規社員の正規社員化についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

内　容＼就業形態	契約社員	臨時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 積極的に正社員化を進めていきたい							
2 個人の能力を見極めて正社員化したい							
3 考えていない							

(3)　非正社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正社員を正社員として登用した事例はありますか。
（該当する番号に○印をつけてください。）

制度がある	制度はない		
	制度はないが登用事例はある	今後、導入検討	導入検討予定なし
1	2	3	4

(4)　(3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時的雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人	人

※　御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。
（返信郵便料金は当方で負担いたします。）

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成27年３月　発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月１丁目１番地

電話：076-225-1531　FAX：076-225-1534

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
・内職情報のご案内
・総合労働相談会を毎月第３水曜日13：30～16：00に開催

ホームページ

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/

携帯サイト

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/syokunou-p/index.html

E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp

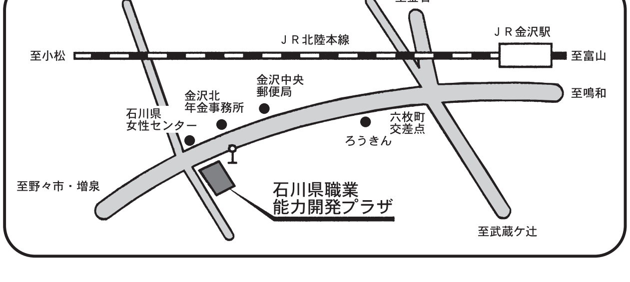

〒920-0862 金沢市芳斉１丁目15番15号
Tel. 076－261－1400㈹　Fax. 076－261－1402
● ＪＲ金沢駅東口より徒歩約８分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩約１分
開所日時　月～金 8：30～17：00（日・祝・年末年始除く）